

3条第1項により、当社の行為は個人情報の漏洩には該当しないこととなります。

貴殿は、保険法「25条には個人情報の取り扱いの規定がないため、当然、該当法規及び貴社の規定に従う」とされていますが、保険法第25条は個人情報第23条第1第1号の定める「法律に基づく権利行使」であることの根拠としての意味が存するもので、同条に「個人情報の取り扱いの規定がない」ことは、保険代位が法律に定められた権利行使であることを何ら否定する理由にはなりません。

また、貴殿は、保険法「25条に基づいて請求権代位を行う際には給付金額のみを伝えればよく、他の情報は不要である」とされていますが、保険法25条第1項に基づく損害賠償請求権の代位行使のためには、損害内容と保険金支払等の事実関係を明らかにするためにその内訳等と、その裏づけとなる証拠を示すことは当然のことであり、今回資料の提示は法律に基づく権利行使に該当します。従いまして、当社の行為は個人情報の漏洩には該当致しません。

